第十四条の三の七第一号中「若しくは第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項若しくは第八百十六条の六第一項」に改める。

第十四条の八の二第一項第七号中「株式移転」の下に「、株式交付」を加える。

第十四条の十二中「表示して」を「表示するほか、インターネットを利用して」に改める。

第十九条の三の二の表第八百七十四条第一号の項中「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を、「第七百十四条第三項」の下に「（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十八条中「第百六十六条第二項第一号ヨ」を「第百六十六条第二項第一号タ」に改める。

第二十九条中「第百六十六条第二項第五号チ」を「第百六十六条第二項第五号リ」に改める。

第二十九条の二の四中「第百六十六条第二項第十二号ト」を「第百六十六条第二項第十二号チ」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第三条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項の表第三百十二条第四項の項中「。次項において同じ」を削る。

第九条の三を次のように改める。

第九条の三　削除

第九条の五の表に次のように加える。

第百四十六条の二	商業登記法	信用金庫法第八十五条において準用する商業登記法

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二　削除

第二条の四中「ついて会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加える。

第五条の三を次のように改める。

第五条の三　削除

（労働金庫法施行令の一部改正）

第五条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を次のように改める。

第四条の三　削除

第四条の五の表に次のように加える。

第百四十六条の二	商業登記法	労働金庫法第八十九条において準用する商業登記法

（保険業法施行令の一部改正）

第六条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五第一項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　法第九十六条の九の四第三項（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）

第五条を削り、第五条の二を第五条とし、第五条の三から第五条の六までを一条ずつ繰り上げる。

第五条の七中「、第八百三十六条第一項」を削り、同条の表第八百三十六条第一項の項を削り、同条を第五条の六とする。

第五条の八中「第三百十条第三項、第四項、第六項」を「第三百十条第六項」に改め、同条の表第三百十条第三項及び第四項の項を削り、同条を第五条の七とする。

第五条の九を第五条の八とし、第五条の十を第五条の九とする。

第五条の十一中「、第八百三十六条第一項」を削り、同条の表第八百三十六条第一項の項を削り、同条を第五条の十とする。

第五条の十二を第五条の十一とする。

第九条の二及び第九条の三を削り、第九条の四を第九条の二とする。

第九条の五の表第八百二十四条第一項第三号の項中「第五十三条の二第二項」を「第五十一条の二第一号」に改め、同条を第九条の三とする。

第十条の二第一項の表第四十六条第一項の項の次に次のように加える。

第四十六条第四項	監査等委員会設置会社	監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。第五十四条第一項において同じ。）
第四十六条第五項	指名委員会等設置会社	指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。第五十四条第一項において同じ。）

第十条の二第一項の表第四十八条第二項の項の次に次のように加える。

第五十四条第一項	監査等委員	監査等委員（保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）

第十一条の四第一項中「から第三項」を「から第四項」に改め、同項の表第七十四条第三項の項を次のように改める。

第七十四条第三項	において、これらの規定中「発起人」とあるのは「組織変更をする株式会社」と、「設立時株主」とあるのは「保険契約者」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と	において
	前項」と、同法第七十四条第六項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員	前項
	保険契約者、	総代、
		組織変更をする株式会社

第十一条の四第一項の表第七十四条第六項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第四項及び第六項」に改め、同条第二項中「、第六項及び第七項」を「及び第六項から第八項まで」に改め、同項の表第三百十条第六項の項中「同じ。）」の下に「。第八項において同じ。」を加え、同表に次のように加える。

第三百十条第八項	株式会社	組織変更をする株式会社